

中野区教育委員会会議録 平成23年第25回定例会

○開会日 平成23年9月9日(金)

○場 所 中野区教育委員会室

○開 会 午前 10時00分

○閉 会 午前 11時07分

○出席委員(5名)

中野区教育委員会委員長	山 田 正 興
中野区教育委員会委員長職務代理	高 木 明 郎
中野区教育委員会委員	大 島 やよい
中野区教育委員会委員	飛鳥馬 健 次
中野区教育委員会教育長	田 辺 裕 子

○出席した事務局職員(10名)

教育委員会事務局次長	村 木 誠
副参事(子ども教育経営担当)	白 土 純
副参事(学校再編担当)	吉 村 恒 治
副参事(学校教育担当)	宇田川 直 子
指導室長	喜 名 朝 博
副参事(知的資産担当)・中央図書館長	天 野 秀 幸
副参事(学校・地域連携担当)	荒 井 弘 巳
副参事(特別支援教育等連携担当)	伊 藤 政 子
副参事(就学前教育連携担当)	海老沢 憲 一
副参事(子ども教育施設担当)	中 井 豊

○担当書記

子ども教育経営分野	落 合 麻理子
子ども教育経営分野	仲 谷 陽 兵

○会議録署名委員

委員長	山 田 正 興
委 員	大 島 やよい

○傍聴者数 1人

○議事日程

〔議決案件〕

日程第1 第45号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続きについて

日程第2 第46号議案 中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

〔協議事項〕

(1) 中野中学校の設置に伴う通学区域の設定について

〔報告事項〕

(1) 委員長、委員、教育長報告事項

- ・ 8 / 2 6 中学校PTA連合会との懇談会について
- ・ 8 / 2 7 第30回日本思春期学会総会について
- ・ 9 / 2 緑野中学校訪問と小・中学校長との意見交換会について
- ・ 9 / 2 中野区インターンシップ報告会について

(2) 事務局報告事項

- ①区立谷戸小学校の給水設備における異物の排出について（学校教育担当、子ども教育施設担当）
- ②区立小中学校の建物別耐震診断結果一覧(平成23年4月現在)（子ども教育施設担当）

中野区 教育委員会
第 2 5 回定例会
(平成 2 3 年 9 月 9 日)

午前10時00分開会

山田委員長

皆様、おはようございます。

ただいまから、教育委員会第25回定例会を開会いたします。

本日は、全員出席です。

本日の会議録署名委員は、大島委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりです。

それでは、日程に入ります。

<議決案件>

<日程第1>

山田委員長

日程第1、第45号議案「中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正手続きについて」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校教育担当）

そうしましたら、お手元の資料に沿ってご説明させていただきます。

お手元の資料ですけれども、45号議案と、その裏に「一部を改正する条例」というのをおつけしております。それから、2枚目が新旧対照表となっております。3枚目に、参考として、「手続きについて」という資料をおつけしましたので、こちらに沿ってご説明させていただきます。

こちらの条例の目的でございます。この条例は、区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害の療養補償、休業補償、傷病保障、傷害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償の補償の範囲、金額等及び支給方法などの必要事項を定めるということを目的としております。この条例につきましては、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の第4条に基づいて制定しているものでございます。

今回の改正の理由でございます。今回の改正につきましては、公立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務補償の基準を定める政令の一部改正に伴って、東京都が都立学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正し、7月8日に公布した旨、通知がございました。この通知を受けて改正するというものでございます。

この条例につきましては、5月13日の教育委員会で介護補償等の一部改正をご審議いただき、議会の議決を経て、7月7日に一部改正をする条例が公布されておりますけれども、東京都の改正時期に合わせて再度改正を行うというものでございます。

3番目の改正の内容でございます。こちらのお手元の資料に記載してございますとおりの内容となります。常時介護を要する状態にあつて、介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合の支給の上限額を10万4,730円から10万4,530円へ改定するというものです。

2番目が、常時介護を要する状態にあつて、親族等が介護を受けた日がある、それで当該介護に要する費用を支出した場合の最低補償額になります。こちらを5万6,790円から5万6,720円へ改定するというものでございます。

3番目が随時の介護を要する状態にあつて、その介護に要する費用として支出して介護を受けた日がある場合、月額について5万2,370円を5万2,270円に改定するというものでございます。

4番目が、随時介護を要する状態にあつて、親族等が介護を行った日がある、そういう場合で介護に要する経費を支出した場合の、こちら最低限度額の補償でございますけれども、2万8,400円から2万8,360円に改定するというものでございます。

この改正は、23年3月の国の労働政策審議会の答申を受けて、労働災害補償関連の一連の法改正に伴うものでございます。

実施の時期につきましては、公布日から施行するというを予定しております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。

大島委員

今のご説明は、私の理解ですと、要するに国の法律が改正されて、東京都がそれを受けける形で条例を改正したので、中野区としても東京都の条例と同じ内容にするという理解でいいのかということと、例えば、東京都が決めたのと合わせなくてもいいものなのか、合わせなければいけないという縛りがあるものなのかどうかということをちょっと伺いたい。

副参事（学校教育担当）

1点目でございます。こちらにつきましては大島委員おっしゃるとおりで、法が改正になりまして、東京都が改正したということに伴うものでございます。この法律につきまし

ては、労働政策審議会の答申を受けているのですけれども、これまで東京都も中野区も1年前の答申を反映する形で改正をしてきておりました。今回の改正で、23年になって答申が出たもの、それを受けて最新のものに改正するというので東京都も行ったもので、それに中野区も合わせるということで考えております。

それで、東京都に合わせる必要があるかどうかということについては、定めがあるわけではないのですけれども、実態として、学校医も歯科医も薬剤師も、東京都と兼ねていらしたりとかいったこともございますので、東京都と時期とか金額がずれた状態というのは好ましくないということで、今回、時期を合わせて改正ということにいたしました。

山田委員長

ほかにご質疑ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

私からですけれども、公立学校のいわゆる学校三師については、今回のようにかなり手厚い公務災害補償がきちんとあるわけなのですけれども、実際にこれを現場の学校医等がどのくらい知っているかという、なかなか周知されていないのが事実だと。私自身がやっていてそう思うのです。ですから、学校医として委嘱された場合に、こういった公務補償がありますよというようなものについてのご説明なり何かがあったほうがよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。

副参事（学校教育担当）

その点につきましては、かなり細かい規定ですので、今まで余り丁寧に周知することができていなかったかと思うのですけれども、委嘱の際に「手続等ができる」ということで周知はさせていただきたいというふうに思っております。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

あともう1点。この介護補償なりについては月単位ですよ。そうすると、公布の日ということになると、その辺のすり合わせというのは現場ではどのようにされるのでしょうか。

副参事（学校教育担当）

公布の日につきましては、今回、改正に伴って、公布された日以前のものにつきましては従前どおりということになります。こちらの経過措置というところで規定をさせていた

だいております。公布の日以降に支給の事由が発生した場合は今回の条例を適用するということになっています。

山田委員長

月をまたぐような場合。その1カ月単位というところのとらえ方ですね。

副参事（学校教育担当）

こちらにつきましては、医師の診断により常時介護が必要、随時介護が必要という判断が出ましたら、その間について月単位で支給させていただくということになります。

山田委員長

わかりました。

ほかにご質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

（発言する者なし）

山田委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第45号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員賛成）

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

<日程第2>

山田委員長

次に、日程第2、第46号議案「中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

議案の説明をお願いいたします。

副参事（学校・地域連携担当）

第46号議案「中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則」でございます。

提案理由といたしましては、スポーツ振興法の全部改正及びスポーツ基本法の施行に伴いまして、関係規定を整備するものでございます。具体的には、1枚おめくりいただきまして、新旧対照表がございます。こちらをごらんいただきたいと思います。右側が現行、

左側が改正案となっております。

この規則の第1条「趣旨」でございますけれども、ここにこの規則で引用してくる法律が三つほどございまして、学校教育法、社会教育法、スポーツ振興法という三つの法律を引用してまいります。基本的には、中身といたしましては、学校施設につきましては、学校教育上支障のない限り、それを社会教育等について活用していくというような中身でございますが、そういった中身を受けましてこの第1条が記載されてございます。

このスポーツ振興法につきまして、昭和36年にできた法律でございますけれども、このたび50年を経過いたしまして、その後のさまざまなスポーツに関して広く国民に浸透したというような大きな変化を踏まえまして、このたびスポーツ基本法という形で新たに施行されたものでございます。この引用規定につきまして改正するというものでございます。

ご説明については以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

山田委員長

ただいま上程中の議案につきまして質疑がありましたらお願いいたします。基本となる法律の名称の変更ということでございますので、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

山田委員長

なければ、質疑を終結いたします。

それでは、挙手の方法により採決を行いたいと思います。

ただいま上程中の第46号議案を原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

山田委員長

全員賛成なので、原案どおり決定いたします。

以上で、議決案件の審査は終了いたしました。

<協議事項>

山田委員長

それでは、協議事項に移ります。

協議事項の「中野中学校の設置に伴う通学区域の設定について」の協議を進めます。

説明をお願いいたします。

副参事(学校再編担当)

それでは、お手元の「中野中学校の設置に伴う通学区域の設定について」、ご説明いたします。

この設定につきましては、中野区立小中学校再編計画に基づきまして中野中学校の設置が先般決定されたことに伴い行うものでございます。

最初に、1の概要でございます。第九中学校及び中央中学校の通学区域は、平成24年4月1日以降、中野中学校の通学区域といたします。ただし、第九中学校の通学区域のうち、中央三丁目及び中野一丁目の地域、もみじ山通りより東の地域につきまして、下の図の色塗りされている部分でございますけれども、第十中学校の通学区域とするものでございます。

具体的には、右の2「通学区域の新旧対照」をごらんください。まず、左の列が新校の中野中学校と通学区域が一部変更となります第十中学校でございます。3列目が現在の通学区域となっております。その下線部の一部でございます第九中学校の中央三丁目3番～21番、27番～51番、及び、3段下でございますけれども、中野一丁目9番～25番、28番～63番が、左の図にございました色塗りの部分となっております。平成24年4月から第十中学校の通学区域に変更となるものでございます。また、一番下の第十中学校の旧通学区域の中央三丁目1番、2番、22番～26番につきましては、先ほどの中央三丁目の一部が加わりまして中央三丁目全域ということになります。同様に、左の一番下でございますけれども、中野一丁目9番～25番、28番～63番を追加で設定するものでございます。

下の3でございますけれども、このように学校ごとの通学区域を定めてございます中野区立学校通学区域に関する規則別表の一部改正手続を行ってまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

山田委員長

ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

山田委員長

きょうの配付資料のこの図の斜線の部分といたしますか、この取り扱いをもう一度教えていただけますか。

副参事（学校再編担当）

ここの斜線の部分、具体的には中央三丁目の一部と中野一丁目の一部でございますけれども、

ども、この区域に居住する児童・生徒については第十中学校に通学区域が変更になるという内容でございます。

山田委員長

前期の統合再編計画の中で通学区域についての設定をしたときに、そのときは、今の新しい名前の「中野中学校」、第九中学校と中央中学校との統合再編新校については、もともとは中央中学校の中での建てかえを考えていたので、九中に仮移転をするということはその後で決まってきたことなのですね。なので、そのときに決めた通学区域が今の斜線の部分だったと記憶しています。そのことについて、この区域については、中央中学校の位置で建てかえるので第十中学校の通学区域にしようというような議論がなされたとは記憶しているのです。それが、今度途中で、中央中学校の建てかえに当たってというか、中野中学校の新校を建てるに当たっては、第九中学校の地において仮校舎をつくるという経過があったので、通学区域が少し錯綜してしまっけきょうの協議事項になったと思っているのですけれども、そういう理解でよろしいですか。

副参事（学校再編担当）

具体的には、中央中学校と第九中学校の統合新校につきましては、この警大跡地周辺の箇所ということで、そこに統合新校設置後に中央中学校と第九中学校の統合新校として考えてございますけれども、中野区駅周辺まちづくりグランドデザインバージョン1.0が確定した段階で、中央中学校の位置に新しい学校を設置する、かつ、新しい校地として国有地を追加して統合新校としての用地とするというような決定がされたところでございます。それに基づきまして、今回の第九中学校の通学区域についても、そうした意味で、仮校舎ということで九中を使ってそこで統合新校を開校するというような計画に変更されたところでございます。

こうしたことから、今回の第九中学校の通学区域の一部については、第十中学校に本来であれば通学の変更という形になるのですけれども、中央中の統合新校の建設の間、仮校舎での統合に際しては、この第十中学校へ変更になる区域の子どもたちについても、引き続き、第九中学校の位置にある平成24年・25年度間についてはこの統合新校の中野中学校への指定校変更を認めるというようなことが平成19年の段階で決定されていたところでございます。

なお、現在通ってございます九中の在校の子どもたちについても、引き続き、統合新校について通学を認めるというような扱いについてもあわせて行っているところでございま

す。

以上でございます。

飛鳥馬委員

距離的には、これはちょっと目測で、十中と九中、九中と中央中は、九中の中心を考えれば直線距離で大体同じかなと思うのですけれども、通学距離は真っすぐではありませんのでちょっと違うかもしれません。しかし、距離的にはよろしいのかなと思うのです。面積的にはちょっとわかりませんが。それよりも大事なものは、生徒の人数はどんなふう考えていらっしゃるか。学区を変えたことによって、中央中に来る生徒、十中に来る生徒、トータルで推測していると思うのですけれども、どの辺になるのかというのをわかる範囲で教えていただきたいなと思います。

副参事（学校再編担当）

現在の23年度の実数で申し上げますと、第九中学校が現在7学級の245名、中央中学校については8学級251名でございます。統合後の平成24年度の推計でございますけれども、13学級、467名程度というふうに推計しているところでございます。当然、この第十中学校の変更の児童・生徒についての想定についても考えているところでございますけれども、こうした通学変更に伴って、今申し上げた数字よりは多少ふえるのかなというふうに考えてございます。

高木委員

統合新校の新校舎ができた後の通学区域につきましてこのとおりでよろしいのかなと思っております。統合のときに片方を仮校舎として使うというのは、1回目というか前期の統合の反省の中から出てきた案で、プレハブというのは生徒にも教員に対しても負担が重いのでこれでよろしいのかなと思うのです。先ほどのご説明にもありましたけれども、この新校舎ができるまでの間につきましては、通学区域は従来 of 統合と同じように柔軟に対応していくということで、教育委員会や学校現場としては、入学者数が読めないとかいろいろあるかと思うのですが、目の前に九中があるのに通えないというのは、保護者の方も生徒もちょっと納得できないと思いますので、一定の範囲内で柔軟に対応していくとすれば、この案が妥当なのかなと思います。

副参事（学校再編担当）

先ほど申し上げた変更に伴うお話につきましては、地域におきましてもご説明をさせていただいてきたところでございますけれども、何分時間がたったということもございませ

し、来年度も新しい生徒が入学するということにつきましては、この地域の谷戸小学校と桃花小学校の校長とも相談させていただきまして、教育委員会から全保護者あてに、今申し上げたような通学区域の変更の特例についての情報をお渡しさせていただくということで先般話し合いをしたところでございます。

また、先ほど委員からご質問がございました新しい中学校の想定数ということで、中野中学校のほうについてはご説明させていただいたのですが、第十学校が通学区域の変更に伴ってどれぐらいになるかということにつきましては、推計では180名程度の6学級ということで、現在の学級数とはそう大きく変わらないというふうな想定をしてございます。

以上でございます。

山田委員長

ほかにご質問、ご意見ございますか。

大島委員

ちょっと確認的なことだと思うのですが、例えば来年度24年度に現在の九中の校舎の近くに住んでいる生徒が九中の校舎に通うということを選択したとして、中野中学校の新校舎が中央中の位置にできた場合には、3年生になるとちょっと遠くなるのですが、もし十中のほうが距離的には近いとしても、3年だから十中に編入しなさいみたいなことではなく、ちょっと遠いけれども中野中学校に通うということはできるということなのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

先ほどの変更地域の子どもたちが中野中学校を選択したということであれば、3年次になっても引き続き通学できるというふうに考えてございます。

飛鳥馬委員

地域とのつながりのことですが、特に何丁目というだけでしか見ないので、もうちょっと違うところもあるのかもしれませんが、これで見ると、中央一、二、三丁目までの十中がありますよね。それから、中野中のほうの中央三、四、五丁目というのがありますね。その中央三丁目二つに分かれると。両方にありますよね。その辺のところ、説明とか行ったときに、地域的なつながり、地域の自治会とか何かのことで課題になっていることはあるのでしょうか。

副参事（学校再編担当）

今、委員がおっしゃられた中央三丁目については、これまで第十中学校と第九中学校と

いうことで分割されていた状態でございますけれども、今回の通学区域の見直しに伴って、第十中学校の通学区域の中に中央三丁目が全域という形になる予定でございます。また、本来であると、第九中学校の中で中野一丁目という形で通学区域がございますけれども、こちらについては第十中学校ということで、一つの町会がそのまま第十中学校のほうに動くというような形になります。こうした意味では、明確に区分はできてございませんけれども、かなり町会的な区分に近づいているのかなというふうに担当としては考えてございます。

山田委員長

ほかにご意見、ご発言ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

先日の緑野中での校長先生とのいろいろなディスカッションの中で、通学区域については校長先生方からも今後いろいろなご意見が出てくるということも予想されます。今の中野区の中学校の学区域がこのようになっているという全体を示した上で話を進められるほうがよろしいのではないかなというところが1点と、今後の再編計画を進めていく上で、通学区域については十分に検討を重ねていって、一つの中学校を単位としてその通学区域をどのように考えていくのかという大きな議論はまた別のところでやらなければいけないのかなと思っているところです。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

山田委員長

それでは、この件につきましては、中野区立学校通学区域に関する規則の一部改正が必要となりますので、次回の定例会で改めて議決案件として審査させていただきたいと思えます。

事務局は、本日の協議内容を踏まえて準備をお願いしたいと思います。

<報告事項>

山田委員長

次に、報告事項に移ります。

<委員長、委員、教育長報告事項>

山田委員長

まず、委員長、委員、教育長報告です。

私のほうから、8月26日の第24回定例会以降の主な委員の活動について一括して報告をいたします。

8月26日金曜日、夜ですけれども、中学校PTA連合会との懇談会がありまして、委員全員が出席いたしました。

9月2日、先週の金曜日でございますけれども、第24回定例会として緑野中学校訪問と小・中学校長との意見交換会が開催されまして、委員全員で出席いたしました。

私からの報告は以上です。各委員から以上の報告につきまして補足、質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

私のほうからですけれども、8月26日の中学校PTA連合会、毎年のように、中学校の連合会からいろいろなご提言をいただいています。非常に熱心に、各学校を回っての設備の話とか、いろいろ貴重な意見をいただきましたので、私たちとしてもできる範囲内でご協力していければいいなというふうに思った次第です。

2日は、緑野中学校の訪問と小・中学校長との意見交換会がございました。特に小学校と中学校の連携について、現在取り組まれている現状についてのご報告を受けまして、各学校いろいろなところで、特に行事を中心とした取り組みですとか、一部は、教員同士の交流なども行われているということで、今後の連携ということの一つの視野に入れたいい意見交換ができたのではないかと考えております。

それから、私のほうから一つ追加がございます。8月27日土曜日、28日日曜日ですけれども、私が所属しています日本思春期学会の第30回学術総会がありましたので、出席してまいりました。福岡市の国際医療福祉大学というところで行われました。今回は30回ということで、「性教育をどのように考えたらいいか」という大きなテーマで行われました。

教育講演などでこんな演題が出たのですね。「ナンパを科学する～ヒトのふたつの性戦略～」、ナンパをするということはどのような戦略があるのか。これは東京大学の教授がいまして、その方がこういうことを専任で研究されているのです。例えば、「ナンパというものの自体は女性は一般的に嫌悪するんだ」ということであります。ただし、男性にとってはいろいろなことがあるということです。特にナンパによく遭う経験のある女性というのは中にはいるものだということが統計的に出てくるのだそうです。一緒に歩いていても、ナンパを多く受ける女性もいるのだということを科学的に何とか証明できるのではないかと、そんなまじめな学術講演会がございました。

もう1点は、中国の方からの発表がありまして、中国での今の思春期の課題と対策ということであります。中国というのは一つの国というふうに私たちは理解するのですけれども、いわゆる北京、上海の沿岸部と内陸部とは全く違う国である、二つの国があるようなものだというようなことでの発表でございました。特に内陸部の方たちがお金を求めて沿岸部に来る数は2億3,000万人いるのだそうです。日本の人口の倍ぐらい、山間部から出てくるのだそうです。その方たちが都市部においていろいろと思春期の問題を起こしている。この人たちにとっていろいろなことを指導することはなかなか難しいという現況がある。そういう話を聞いて、2億3,000万も一遍に訪れてしまったら、都市部のいろいろな機構は難しいのだろうなど。やはり17億という民はすごいのだなというふうに思いました。そういった中国からの報告がございまして、なかなかおもしろい30回目の学会でございました。

私からは以上です。

では、高木委員、よろしくお願いいたします。

高木委員

中P連との懇談会、緑野中学校の訪問については委員長から報告がありましたので、そのほかで。

9月2日、緑野中学校の訪問が終わった後、区役所に戻りまして、中野区のインターンシップの報告会に参加いたしました。私が学長を務めます国際短期大学から1人、環境のほうでインターンシップをさせていただいたのと、あと、教育委員会でも1人、インターンシップの学生を受け入れましたので、区長さんと区の幹部の方を前にしてプレゼンテーションをやるということで楽しみにして見ました。本学も女子学生なのですが、本学以外の3人も女子学生で、4人とも女子学生で、3人は有名4年制大学の学生なので、短大の1年生、入ってまだ5カ月でちょっと気後れしていたのですが、なかなか立派に報告をしました。教育委員会でインターンシップをした学生もきちっと報告をしていて非常によかったです。教育委員会の所管は、区立の小学校、中学校、幼稚園なのですが、こういった形で、区として大学生、短大生の教育に理解を示してインターンシップをさせていただいたことに、学校側としては非常に感謝申し上げます。また、教育委員会としても、インターンシップの学生にいいPRになったのかなと考えているところでございます。

私からは以上です。

山田委員長

では、飛鳥馬委員、よろしくお願いいたします。

飛鳥馬委員

特にございませぬ。

山田委員長

大島委員、お願いいたします。

大島委員

委員長のほうから報告があったとおりで特にはないです。ただ、校長との意見交換会の中で、小・中の連携のいろいろな取り組みのご紹介などがあったのですけれども、先生方の問題意識とも同じなのですが、私がちょっと難しいなと思うのは、一つの中学校に一つの小学校というふうに対応していれば、その小学校との連携をいろいろな形で密にしてやっていくという方向性が決められるからいいのですけれども、一つの中学校に二つとか三つの小学校の通学区域があると、ある一つのところと密にするというと、ほかの小学校との関係がどうなのかということもあるので、その辺が1対1ではないので難しいなと。その辺も今後どうしたらいいのか課題だなというふうに感じた次第です。

山田委員長

では、教育長、お願いいたします。

教育長

特にございませぬ。

山田委員長

各委員からの報告につきまして、何かご質問、補足はございますか。

高木委員

大島委員が発言された通学区域の件でございますが、やはりそういう問題意識を持って、後期の再編計画の検討をしてはと。ただ、通学区域というのはやたらに動かすところではないのですが、できれば一つの中学校について安定的に2校ぐらいということだと均等でやりやすいので。例えば、今回意見交換した第3ブロックですと、七中は近いのは江古田小学校なのですけれども、江原小もすっぱり。江古田小プラス江原小イコール七中という形ですっきりしているのです。ただ、中野区の場合は狭隘道路が多いですし、必ずしも通学区域の真ん中に学校があるわけではないので、100%は無理だと思うのですが、今回の再編の中でそれを意識して全体の整合性をとっていく。今後はPTAの方ですとか区長さんとの話の中でも、中学校のブロックがいろいろな行政の単位になってくるといいますので、中野区のほかの部署とも連携して大きな視点の中で再編を進めていくということは必

要だなと実感しております。

山田委員長

ほかにございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

ご発言がないようであれば、事務局の報告に移ります。

<事務局報告事項>

山田委員長

では、事務局報告です。

それでは、「区立谷戸小学校の給水設備における異物の排出について」のご報告をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

「区立谷戸小学校の給水設備における異物の排出について」のご報告でございます。

経緯からご説明いたします。

先般9月1日午前9時半でございますけれども、谷戸小学校の給食調理室の回転釜に入れるお湯の蛇口から灰色のゴムのような異物が発見されたということで学校長から報告をいただきました。異物につきましては、プレハブ校舎内における給食室系統の配管用の防食シール材ということで、材質名はヘルメシールというもので、給食室系統以外の系統では塩化ビニール管の切りくずと本管からの鉄さびと思われるようなものが出たものでございます。

それについての対応でございますけれども、(1)番から(5)番まででございます。一つは、配管設備のフラッシングという、加圧を加えまして中にあるごみを排出させようということ。それから、水道水の蛇口をあけっぱなしにしまして毎日放水を行っている。で、異物を取り除こうということでございます。それから、学校内のすべての蛇口にフィルターを取りつけさせていただきました。また、給食につきましては、9月1日から5日まで簡易給食で対応ということでございます。9月6日からは通常の献立に戻しているといったところでございます。

また、この間、学校の水が飲めないというようなことで、児童には水筒を持参してもらうことと、教職員用のペットボトル、あわせまして、お子さんが持ってくる水筒では足りないといった場合につきまして、教育委員会で用意をしましたペットボトルを配付したと

いったところでございます。

また、上記の対応につきましては保護者あてに文書を配付したところでございます。

今後の方針でございますけれども、関係機関との協議の上、安全が確認された段階で水道の通常使用を考えているところでございます。

報告は以上でございます。

山田委員長

質問がありましたらお願いいたします。

飛鳥馬委員

異物そのものは体には有害なものではないという気がしたのですけれども、そういう認識でよろしいのかということが1点。

もう1点は、この事故が起こった原因というのはどういうふうにお考えか。一時的に設備業者の納品の際、業者がきちっとバルブを開いて、きれいかどうか、異物がないかやる責任があるだろうと思うのですが、それに区としてどういうふうに出会ったのか、どんな検査をしたのか、その辺のところ非常に大事なことなので、よろしく願います。

副参事（子ども教育施設担当）

これにつきましては、私どもの見た目では、先ほど申しました防食シールと塩化ビニールの切りくずといったところで見ているわけでございますけれども、これはまだ素人目で見ただけの内容ですので、検査機関に出しまして、今検査を行っているところでございます。その結果につきましては1週間から10日ほどかかるということで、もうちょっとお時間をいただかなければわからないといったところでございます。

それから、設備業者の責任の問題でございます。それと引き渡しでございますが、業者からは、このプレハブ設備につきましては7月28日に引き渡しを受けております。その際に、私ども子ども教育施設担当の職員と施設分野の技術系の職員が立ち会いまして引き渡しを受けた次第でございます。その際の水の関係につきましては、通水確認をしたところ、通水をやってありますという報告は受けてございました。そういったことがあっても、こういったヘルメシールだとかビニール管の切りくずというものが出ているという現状につきましては、今後施工業者等々に責任の追及をしていきたいというふうに考えている次第でございます。

山田委員長

私からです。

私はこの小学校の学校医なものですから、当日、学校に行ってみましたが、7月の終わりに引き渡しがあったということですが、実は谷戸小学校は耐震の問題があって、校舎を壊さなければいけないということで、仮校舎のプレハブをつくったわけですね。プレハブの中で子どもたちは生活するわけですから、そこに対しての安全対策ですね。電気の問題、この水道の問題、そこがちょっと甘いのではないかなと思うのです。7月にあって、発覚したのは9月の頭、1日ではないですか。1カ月近くあるわけですね。この間に何らかのチェックなり検査なりが……。本来であれば、例えば消防法の問題もあるでしょう。水道だったら、衛生局というか、都のほうの、もしくは保健所の監査、チェックがあると思うのですけれども、それは全部クリアされていたのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

その辺につきましてはしっかりと検査等々を受け、それで引き渡しを受けているというふうに認識してございます。その間にも、私ども、通水もしておりました。それから、8月24日ですけれども、それ以降に給食調理業者がこの調理場に入りまして、調理の関係の機材の洗浄等々をしていたというような経過がありまして、通水につきましてはある程度支障がないというようなことで思っておりました。

副参事（学校教育担当）

保健所の立ち入りの件なのですけれども、プレハブの校舎は水道水の直結になっておりますので、水について保健所のほうで直接この工事に伴って検査をするというルールにはなっておりません。ただ、この間、9月1日には保健所のほうの環境衛生の職員も立ち会って、物質ですとか原因についての究明等はしておりますけれども、基本的には保健所の立ち入り等は必要がないという事例でございます。

山田委員長

もう一つ、9月1日の給食開始ですけれども、子どもたちの登校は多分8月の二十何日ですよね。ということは、その間は水道水は飲料水として使っていたことになりませんか。

副参事（学校教育担当）

谷戸小学校につきましては、9月1日からということで学校も始まっております。

山田委員長

そうですか。

高木委員

2点質問があります。

一つは、給食の調理釜、回転釜にお湯を入れようとしたところ異物があったと。ただ、異物については「給食室系統」と「給食室系統以外」と書いてありますから、回転がまに水を入れたら異物があったので、全部チェックしたら、それ以外からも異物が出たということでもいいのかが一つ。

二つ目は、飛鳥馬委員からの質問にお答えになっていないのですが、原因は何なのか。現在わかっているならば教えてほしいのです。

副参事（子ども教育施設担当）

お釜のほうの中身とお釜以外のプレハブの水道水は別々でこういったものが出ているとあったところでございます。

それから、原因につきましては、今調査中でございますので、わかる範囲ということでは、今、私どものほうでは検査機関にこの出てきたものを提出し、検査をしていただいているといったところでございます。

高木委員

もう1回同じ質問をします。

給食調理室で異物が出たと。ただ、異物についてはというのは、「給食室系統以外」と書いてありますから、給食室で異物が出たので改めて全部チェックしたらほかからも異物が出たということによろしいのですか。イエス、ノーでお答えくださいが一つ。

もう一つは、ちょっと質問を変えます。先ほど学校教育担当から「水道直結」というお話だったので、そこの直結した水道というのはもともと使っていた水道なのですか。それとも、今まで使っていないところに来ていた水道をつなげたのですか。

副参事（子ども教育施設担当）

失礼いたしました。

一つ目の質問につきましてはイエスでございます。

二つ目につきましても、学校には直結水が3本走っています。今回、学校の給食のプレハブのほうに引かれた直結水も今まであったものでございます。そこから引き込んだものでございます。

高木委員

今まで使っていたものを右から左につなげかえたとする、そのつないだ後のほうの問題と推測されます。来ていたのだけれども使っていないとすると、素人考えなのですけれども、使っていなかったからさびが出たという可能性もある。今わかる範囲内だとそれぐ

らいしかないので、どっちなのでしょうかとという質問です。もし使っていないものをつなげたとすると、チェックがちょっと足りなかったかなと。それは業者さんなのか区のほうかわかりませんが。もともと使っていたのを右から左だとすると、当然、今まで使っていて問題はなかったわけですから、多分業者さんが悪いのかなという推測なのですが、どちらでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

給食室のほうの関係につきましては、今申し上げたとおり、直結水から新たに学校のプレハブのほうに引き込んだものの中に、ここで言う防食シール材のヘルメシールだろうと思われるものが剥離して出てきたといったところでございます。ですから、この管(くだ)の中での出来事だろうというふうに考えています。

それから、塩化ビニールの関係も、同じようにつなぎ合わせてございますので、同じように考えているところでございます。委員が「さび」とおっしゃられたのですが、さびにつきましては、学校が夏休み期間中だったものですから、通常は学校が始まる前に通水をしてさびをある程度出すという作業をなさっているようなのですが、さびについてはそういうことでございます。

飛鳥馬委員

ややこしい話ですけども。

私は、このプレハブ校舎をつくってそこに水道管を引いた、その工事のために出てきた異物だと思っているのです。要するに、表から入ってきたものではないだろうと。学校外、校外から。だから、業者か、区の検査等を含めてのその辺のところがちゃんとできていなかったのだろうというふうに思っているのです。今直結の話もありましたが、恐らく――間違っていたらまた言ってください。水道が本管から学校へ来るときにメーターを通りますよね。メーターから貯水槽に入るのは、地下にしても、屋上にしても、地上にしても、タンクに入る。そこから来ているから「直結」と言わないわけですけども、メーターを通ってくるのは同じだと思うのです。メーターは学校に1個しかないと思うのです。貯水槽を通らないで入ってきたのを「直結」「直結」と言っているわけです。そうだろうと私は思っているのですが、そういうふうに考えると、メーターは通っている。

これは、実際に自分の家の経験なのですが、メーターが壊れて水道の出が悪いから、業者を呼んで「調べてくれ」と。で、外してもらったのです。メーターの外に網がついてまして、そこにプラスチック類のごみが詰まっているのですね。これはうちの工事ではな

く、どこかの家でやった工事で流れてきて、うちのメーターにきて、それを外してもらったので出がよくなったのです。私は自分の家をやってわかったのですね。学校の場合には、そういうことでどこかにそういう網があるのかもしれないのですけれども、直結のところもそうなっているのではないかなと思っているのです。私の認識で間違いなければ。

副参事（子ども教育施設担当）

このプレハブの校舎につきましては、委員おっしゃるように、直結水ということで、完全に本管から引いて直接ここに流れてくるものでございまして、どこかのタンクにためてそれからここに給水するといったものではございません。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

（発言する者なし）

山田委員長

もう1点。

先ほどのご説明では、今調査中ということですが、おおむね1週間ということですね。きょうは9月9日ですので、事件発覚から約1週間はたっているのですが、まだ飲料水としての使用はできていないということよろしいのでしょうか。現状は。

副参事（子ども教育施設担当）

学校側との協議の上、原因がわかるまで、物が出てこなくなる状況になるまで、もうしばらくの間、水道水は使わない、飲ませないという措置をとらせていただいております。

教育長

いろいろご指摘がありまして、私たちとしては、今、プレハブの引き渡しを受けたときの検査がどうだったのかということをもう1回調べておりまして、管理というか、検査が甘かったのではないかというご指摘も受けましたけれども、そういうことも含めて、どういう状況かという確認を急いでいます。

きのうとかきょうもまだ異物が出ている段階ですので、とにかく異物がなくなるという状況を確認するということと、今検査機関に出しているものが人体に無害であるということが確認できない限りは、子どもたちに水を飲ませるということは私たち教育委員会としてはできないというふうに思っています。早急に事態を解決することが大事なのですが、そうした対応をとって、安全が確認された時点までは、申しわけないのですけれども、水筒やペットボトルで対応せざるを得ないというふうに思っています。

大島委員

そうしますと、今のところ、給食は通常献立に戻したということですがけれども、給食に使う水も、例えばペットボトルのようなものを持ち込んで使っているということでしょうか。

副参事（学校教育担当）

給食につきましては、フィルターをつけていて、そこで異物についてはすべてとまるということが確認できております。それから、この間に水質検査をしております、飲料水として特に問題があるということではございませんので、まず異物を防ぐということと、調理の過程において調理師たちが朝、それから使うときに、ためて、異物がフィルターをこして出てきていないかという点検をしながら使っております。給食の場合は、洗うことを除いては沸騰させて使っておりますので、そういう意味で安全という判断をして通常の給食に戻したところです。

山田委員長

よろしいでしょうか。

私もこの9月1日の日に学校のほうに出向いたのですがけれども、この記載のとおり、給食室以外のところからも異物が混入したことが判明して、そのときすぐに保健所のほうの水質調査が簡易で行われていた。その後に東京都の水道局も来たということ。あと、教育委員会のほうも非常に手早く飲料水用のペットボトルを学校のほうに配置したということで、事後措置としては非常に手際よくやられたのではないかなと思いました。

ただ、この4月からの谷戸小学校の現状は、大きな工事が始まっていて、校庭が全部このプレハブの校舎と、あとは重機が入っていて使えない状況がある。そんな中で、先生方は、プレハブが建った段階ですべての機材、教室のいろいろなものを隣まで運ばれているわけですね。そういったいろいろなご苦勞をされている中でこういった事件ですので、支援するということが非常に大切だと思います。いろいろな意味でお疲れになっているのではないかなと思うので、今後こういうことが起きないように、それから、今、重機が入って、子どもたちの安全というのを非常に心配しているのではないかと。保護者の皆さん方がそうおっしゃっていますので、そういった安全対策、これ以上できないぐらいの注意を十分に払っていただいて、子どもたちの安全確保に努めていただきたいと思います。

副参事（子ども教育施設担当）

委員長おっしゃっていただいたとおり、学校へのサポート、協力体制をしっかりやって

いきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

山田委員長

ありがとうございました。

それでは、事務局報告2「区立小中学校の建物別耐震診断結果一覧(平成23年4月現在)」の報告をお願いいたします。

副参事(子ども教育施設担当)

区立小中学校の建物別耐震診断結果表をご提示させていただきました。これは23年4月現在といった内容でございます。

その中で、耐震の診断がございます。ちょうど真ん中より右側でございますが、「判定」というところでA・B・CのA、Bがございます。小学校におきましては、Bランクがまだ7校、これは校舎です。屋体、要するに体育館につきましては、Bランクはございません。2枚おめくりいただきまして、今度、これは中学校になります。中学校の校舎につきましては、Bランクの校舎が5校、体育館が二つといったところがございます。一つ、中央中の体育館がDということがございますけれども、この中央中につきましては、9月1日現在で使用を取りやめているところがございます。

このA・B・C・Dのランクづけの中身でございますが、Aにつきましては、耐震診断の結果、「安全だと思われる」という内容。それから、Bについては、「耐震性は比較的高いランクであるけれども、補強することをお勧めします」といった内容。それから、ここにCはございませんけれども、Cですと、「補強が必要です」または「精密診断をお勧めします」といった内容になります。Dになりますと、「大規模な補強、または改修が必要だと思えます」といった内容のことがございます。

私のほうからは以上でございます。

山田委員長

ご質問がありましたらお願いいたします。

高木委員

平成20年6月に新聞報道で、都内の耐震化率は中野区が23区最低ということで出まして、区民の方からかなりお叱りを受けたと思います。そのときに、平成23年度末までに完了予定ということで区長はコメントして、一応それで動いているということで私も認識しているのですが、現状として、本年度末の段階でどの程度完了に向けていくのかという見通しをお聞かせ願いたいのです。

副参事（子ども教育施設担当）

現状といたしましては、ここの診断結果一覧表にもございますように、谷戸小学校が23年度中に耐震の改修をしている最中でございます。あと、ほかのものにつきましても、今後、このBランクをAランクに上げるように予算要求をしまして逐次対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

高木委員

そうしますと、平成23年度末の耐震化率というのは何パーセントぐらいになる見込みなのでしょうか。

副参事（子ども教育施設担当）

大体でございますけれども、85%ぐらいでございます。

高木委員

その85%というのは、23区で大体どれぐらいになる見込みなのでしょうか。また最下位ということはないですね。

副参事（子ども教育施設担当）

申し上げにくいのですが、最下位でございます。

教育長

高木委員からご指摘がありました23年度末までに100%という計画は、平成19年に区有施設の耐震化計画というものを出して、その際に目標として掲げた数値です。計画どおりいけば、今年度末で100%ということだったのですけれども、諸般の事情がございましてちょっとおくれておりました。ただ、3月に東日本大震災がありまして、改めて国や東京都も早急に耐震化というようなことも言われていますし、補助制度も、区にどれだけ影響があるかわかりませんが、多少上積みをされているというようなこともありました。先般出しました中野区の震災対応の中でも、区長のほうから早急に小・中学校の耐震化を進めるということの表明もしております。今後、来年度予算の編成がありますけれども、その中でも予算要求をきちんとしていくというふうに考えていますし、なるべく早くに、とにかく100%になるようにという努力はさせていただきたいと思っております。

高木委員

中野区の大変厳しい財政状況は我々も理解はしておりますが、まず一義的には子どもと教職員の安全。それから、東日本大震災を見ますと、1次の避難所になりますので、そも

そもそこに不安があるということだと、地方自治体としては非常によろしくないと思いますので、我々も頑張って、なるべく早く100%になるように努力したいと思います。

以上です。

山田委員長

ほかにご質問ございますか。

(発言する者なし)

山田委員長

今のこの診断結果一覧を見ても、耐震化というのは急を要する、政策の第一番目に必要なものではないかなと思いますので、今後、教育委員会を挙げて区長部局に予算要求をして100%を目指す。それも早急にということで、みんなで一致団結して、子どもたちの安全というものを確保していかなければいけないというふうに感じます。よろしく願いいたします。

ほかに報告事項はございませんか。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、教育委員会第25回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

午前11時07分閉会